

資料編

資料編

I 計画の策定過程

日程	項目	内容等
令和2年 1月10日 ～ 1月31日	アンケート調査の実施	① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ② 在宅介護実態調査 * 郵送配布・郵送回収
7月17日	令和2年度第1回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会	1. 令和元年度の取組について 2. 第7期計画の進捗状況管理について 3. 第8期計画の策定について 4. 安威川以南における地域包括支援センターについて
10月16日	令和2年度第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催)	1. 第8期せつつ高齢者かがやきプラン【骨子案】について 2. 令和2年度第1回かがやきプラン審議会における質問事項と回答について
11月27日	令和2年度第3回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会	1. 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 2. 地域密着型サービス事業者について 3. 介護の日イベントについて
令和3年 1月22日	令和2年度第4回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会	1. 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
2月8日 ～ 3月9日	パブリックコメントの実施	
3月22日	令和2年度第5回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会	1. 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 2. 地域密着型施設の公募について

2 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会規則

.....

○摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会規則

平成26年3月31日

規則第27号

最近改正 平成29年2月27日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、摂津市附属機関に関する条例（昭和44年摂津市条例第26号）第3条の規定に基づき、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、摂津市附属機関に関する条例別表第1項に掲げるその担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(平29規則8・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平29規則8・追加)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部高齢介護課において処理する。

(平29規則8・旧第7条繰下)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(平29規則8・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月27日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

3 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会委員名簿

令和3年3月31日現在

区分	氏名	団体・役職名
学識経験者	石川 久仁子	大阪人間科学大学社会福祉学科
	武田 卓也	大阪人間科学大学医療福祉学科
福祉・医療 福祉関係者	切東 美子	摂津市医師会代表者
	柏原 肇	摂津市歯科医師会代表者
	西川 好子	摂津市薬剤師会代表者
	百武 昭彦	摂津市介護保険事業者連絡会代表者
	中山 深雪	摂津市介護保険事業者連絡会代表者
	榎谷 佳純	摂津市社会福祉協議会代表者
	市川 法恵	摂津市地域包括支援センター代表者
	井川 美知子	摂津市民生児童委員協議会代表者
	宮部 善隆	摂津市シルバー人材センター
市民団体等	山本 善信	摂津市老人クラブ連合会代表者
	増本 笑子	摂津市老人介護者(家族)の会代表者
	東 芳子	いきいき体操の会
	辻 勝美	ほほえみの会
公募市民	辻 賀代子	介護保険第1号被保険者代表者
	吉村 敬子	介護保険第1号被保険者代表者
	佐々木 信子	介護保険第2号被保険者代表者
行政機関	谷掛 千里	大阪府茨木保健所職員

4 諮問・答申

.....

① 諮問

摂保高第 2585 号
令和 3 年 1 月 26 日

摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会
会長 石川 久仁子 様

摂津市長 森 山 一 正

第 8 期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について（諮問）

第 8 期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案を別冊のとおり策定しましたので、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会設置規則第 2 条の規定により貴審議会の意見を求めます。

② 答申

令和3年3月30日

摂津市長 森山一正様

摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会
会長 石川久仁子

第8期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について（答申）

令和3年1月26日付摂保高第2585号で諮問のありました第8期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

我が国では高齢者の増加が加速しており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年には介護給付費総額、介護保険料ともに大幅に膨らむと予測されています。平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、制度の持続可能性を確保することに配慮しつつも、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会では、「生きがいをもって暮らせるまちづくり」「安心して生活ができるまちづくり」をいかに実現するのか、学識経験者、福祉・医療関係者、市民との協働のもと議論してまいりました。答申にあたっては、特に留意する事項として下記のとおり意見を付記しますので、摂津市においてはこれを最大限に尊重し、基本理念である「みんなで支え合い、安心して暮らし続けられる つながりのまち」を高年齢介護課のみならず関係部署が連携、「オール摂津」の姿勢で、実現に取り組まれるよう望みます。

記

1. 地域の実情に応じた取り組みを促進する日常生活圏域設定について

我が国ではおおむね30分以内に必要なサービスが提供される中学校区を基本とした日常生活圏域を単位として、地域包括ケアシステムを構築することが想定されています。

摂津市では、第3期計画から、市の中心部を流れる安威川を境に、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域が設定されてきました。令和3年度には「安威川以南圏域」を担当するサブセンターが設置予定であり、サービス提供の利便性の向上やサービス基盤の充実が期待されますが、安威川以南圏域は東西に広く、2圏域では取り組みづらいうち面もあります。2025年の本市の姿を見据えて、市民へのさらなるサービス提供の利便性の向上やサービス基盤の充実を図り、市民の支え合い活動を促進するため、圏域の見直しの検討を進めてください。

2. 多様な主体で支え合うための参加の仕組みづくり

総合事業では、住み慣れた地域で、できる限り健康で自立した生活を送れるよう、多様な社会資源や多様な主体を活用した生活支援サービスが提供されることとなっています。

地域の実情に応じた介護予防事業が進められている中、高齢者の介護予防と生活機能の改善をめざし、介護予防の普及啓発や日常動作の向上、役割がある形での社会参加や生きがいづくりなど、継続的かつ効果的な介護予防の実施を展開してください。

また、多様な生活支援ニーズに応えるため、介護保険における介護予防サービスの訪問介護や通所介護と同様のサービスに加えて、NPO法人や民間事業者、ボランティアを

含めた多様な担い手による訪問サービス、通所サービス及びその他の生活支援サービスが提供されることとなっており、既に提供されている訪問型サービス A と通所型サービス C（元気りハビリ教室）のほか、新たに訪問型サービス D(移動支援)など、住民参加による支援、多様なサービスについて、引き続き、検討を進めてください。

3. 移動支援について

第 8 期せつ高齢者ががやきプラン策定にかかるアンケート調査の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「介護保険制度外の高齢福祉サービスなどについて、今後どのようなものがあれば利用したいと思うか」では、「外出の際の車両による送迎」という回答が、全体の 26.2%と最も高い結果でした。また、摂津市がシルバー人材センターに委託している移送サービスや社会福祉協議会が事務局を担うボランティアグループ「ピンチヒッター」は、介護認定の有無の違いはあるが、外出時の移動が車いすを利用している方のみを対象としています。今後、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにするために、外出機会の確保及び社会参加の促進を図ることにより、介護予防及び自立支援を推進する取り組みを進めてください。

4. 人生の最期に希望する暮らしを支えるための取り組みの強化

団塊の世代が 75 歳以上高齢者になる令和 7（2025）年、在宅で医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加します。年齢を重ねるにつれて医療や介護を必要とする割合は高くなることから、医療と介護の連携が必要となる場面は、今後ますます増加します。住み慣れたまちで、人生の最期まで自分の希望する暮らしを続けられるよう、引き続き、医療と介護の連携体制の構築を求めます。

また、ひとり暮らしの高齢者が増加するにつれて、同居していない親族や医療介護関係者と、医療や療養について話し合う必要性が高まっています。市民一人ひとりが元気な間から自らの望む医療や療養について考え、家族と話し合えるような人生会議、エンディングノートの周知・啓発に取り組んでください。

5. ICT の導入促進について

地域包括ケアシステムの推進には、専門の介護職等に限らず介護分野で働くその他の人材の確保・育成が必要不可欠で、喫緊の課題となっています。人手不足の中で、介護現場が地域における安心の担い手としての役割を果たし続けるために、介護ロボット・ICT などの次世代型介護技術の活用等により、働く方の負担軽減と介護サービスの生産性向上を図ることが求められています。

一方、介護現場ではサービスに係る記録や書類の電子化が進んでおらず、ICT などの活用が業務効率化の大きな課題であるため、国や大阪府の動きに合わせ、申請書類・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT 等の活用の促進を進めてください。

6. 市民への周知について

地域包括ケアシステムおよび地域共生社会の実現においては市民の支え合い活動への参加促進やそもそも多様なサービスを身近な存在として理解し、活用できる力を高める必要があります。第8期せつつ高齢者ががやきプランに基づく取り組み内容を市民へ周知していくために、公共施設のフリーWi-Fi化などのICT環境の向上と多様な形態での情報発信や受信環境の整備を進めてください。

以上

5 用語解説

.....

あ行

●委託型つどい場

高齢者の「つどい場」を運営する団体を募集し、お茶を飲みながらのおしゃべりや簡単な体操など介護予防を目的として、市内に居住する高齢者が気軽に立ち寄れる「つどい場」を展開してもらう委託事業。

●いきいきカレッジ（老人大学）

地域社会活動、老人クラブ活動のリーダー的役割を果たすとともに、自らの生きがいづくりに役立てていただくため、毎年、老人福祉センター（せつつ桜苑・ふれあいの里）で開講している。

●インフォーマルサービス

法律や制度に基づき行政が直接・間接的に提供するサービスに対し、家族や近隣、地域社会、民間やボランティアなどによる支援活動のこと。

か行

●介護医療院

これまでの介護療養病床に代わり、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。地域包括ケアシステムの5要素（住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、在宅復帰を目指すことが主目的の施設ではない。

●介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられる。（平成 29（2017）年度末に廃止予定であったが経過措置期間として、令和 5（2023）年度末まで延長となった。）

●カフェ型つどい場

高齢者が、介護予防や交流を目的として、身近な地域の集会所で気軽に集まり、お茶を飲んだりおしゃべりをしたりする場。

●共生型サービス

介護保険事業所であれば障害福祉サービス事業所等の指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障害者が高齢者になった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。

●居住支援協議会

住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が一
堂に会し、高齢者の見守り等に関する情報支援等を行う協議会。

●行政経営戦略

「摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「摂津市総合計画」を一体化させ、10 分野
29 施策で構成する市の総合的な計画。

●ケアプラン

要介護者・要支援者の心身の状況、その置かれている環境、本人・家族の希望などを勘
案し、どのような介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを書面にまとめたものをいう。

●ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービ
ス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行
う専門職のこと。

●健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿
命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で尊厳ある生
活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行
うこと。

●高額介護(予防)サービス費

公的介護保険サービスを利用し、自己負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる
場合には、世帯合計額)が高額になり、同じ月に一定の上限額を超えたとき、申請により超え
た分が払い戻される制度。

●コーホート変化率法

各コーホート(同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団)について、過去における実績
人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計するものが
比較的近い将来の人口である場合に用いられることが多い。

●コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を
行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して、支援を必要とする人に結びつけ
ることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職員のこと。

●**作業療法士**

食事や入浴など日常生活の動作、字を書くことやレクリエーションに至るまで様々な作業活動を通して、身体と心のリハビリテーションを行う専門職。理学療法士と異なる点として、そううつ病及び摂食障害などの精神分野も対象としている。

●**サービス付き高齢者向け住宅**

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを実現する「地域包括ケアシステム」の拡充施策として、平成 23(2011)年に創設された登録制度に基づく住宅のことで、60歳以上の高齢者等を対象とし、バリアフリーなど一定の建築基準を満たし、少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供する。略して「サ高住」ともいう。

●**サロン**

校区等福祉委員会が実施している事業で、地域福祉活動拠点や集会所等において、高齢者や子育て中の人などを対象に、レクリエーションなどのさまざまな楽しい企画を通じて親睦を深め合うことができる場づくりを図るもの。

●**社会貢献支援員**

大阪府社会福祉協議会と市内の特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人4施設に配置されており、地域で必要な医療や福祉のサービスなどが何らかの理由で利用できていないような方を対象に訪問相談活動などを行う者。

●**シルバー人材センター**

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定された高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする法人。同センターでは、高齢者の豊かな経験と能力を生かして、生きがいや健康保持のため、仕事を紹介している。

●**新型コロナウイルス感染症**

COVID-19 (coronavirus disease 2019) : 令和元年(2019年)に発生した感染症。ヒト・ヒト間での感染が認められており、症状としては、発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状や呼吸困難を伴う肺炎を認める場合がある。令和2年(2020年)10月現在、有効な治療法は存在せず、対症療法が中心である。我が国においても感染が拡大しており、健康福祉施策にも多方面に大きな影響を及ぼしている。

●**生活困窮者レスキュー事業**

失業、介護、障がい、虐待やDVなど、様々な「生活 SOS」に対応する総合生活相談事業。各種制度やサービスにつないで生活の安定を図るとともに、緊急を要する場合は、食材の提供など経済的援助(現物給付)も行う。

●**生活支援コーディネーター**

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のため、地域において主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす者。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神的疾病などにより、必ずしも判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度。家庭裁判所が成年後見人を選ぶ法定後見制度と、自らがあらかじめ成年後見人を選んでおく任意後見制度がある。

●摂津市安否確認ネットワーク会議

高齢者や障害者、子どもがいる世帯などにおける孤立死の防止、早期発見、二次被害の防止のため、平成24(2012)年9月に庁内に設置されたもの。

●摂津市災害時要援護者支援制度

本市では、災害時に高齢者や障害者などの、自力での避難が難しい方が迅速かつ安全に避難することができるよう日頃から支援体制を整備することをはじめとし、支援を必要とされる方々だけではなく市民が安心して暮らすことができる地域づくりを目指している。

そのために、災害時において支援を必要とされる方から申請を受付し、地域の支援者の方々にその情報を提供・共有することにより、日ごろから防災訓練に役立て、地域での連携を強化し、災害時に備える制度。

●せつつ医療介護つながりネット

市内の医療機関や介護予防の活動場所(サロン・リハサロン、つどい場など)、市内外の介護事業者について検索できるWEBサイト。

●せつつはつらつ脳トレ体操

認知症予防を目的とした市オリジナルの体操。頭と体を同時に動かし、徐々に動きのパターンを増やしていくことで、脳を鍛えることができる。

●摂津みんなで体操四部作

筋力・ストレッチ(柔軟運動)・バランス調整力・有酸素運動等の運動機能を向上させるための4つの体操。運動不足の解消やロコモティブシンドローム(運動器低下症候群)の予防に効果が期待される。

た行

●多職種連携

介護や医療などに従事する複数の専門職(ケアマネジャー、看護師、介護士等)が連携・協力してケア体制を構築すること。

●ターミナルケア

病気の治る可能性がほとんどなく、近い将来に死を迎えるであろうことが予想される時期の医療・看護的、介護的ケアのこと。終末期医療とも言われる。延命治療ではなく、死を前にした患者の心身の苦痛を緩和・除去し、QOLを保つことを目的とした医療は、緩和ケア、ホスピスケア等と呼ばれる。

●団塊の世代

昭和 22 年から昭和 24 年に生まれた世代を指す。この 3 年間の出生数は約 800 万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。令和 7 年（2025 年）にはすべて 75 歳以上の後期高齢者となるため、介護サービスの利用が増加すると想定されている。

●団塊ジュニア

昭和 46 年から昭和 49 年に生まれた世代を指す。この 4 年間の出生数は約 810 万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第二次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。令和 22 年（2040 年）にはすべて 65 歳以上の前期高齢者となるため、労働人口が大幅な減少を始める時期と想定されている。

●地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

●地域ケア会議

地域包括ケア実現のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。具体的には、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたるもので、地域包括支援センター等が主催する。

●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を営めるよう、ニーズに応じた住まいが提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、予防（介護予防）、福祉サービスを含む生活支援サービスが、日常生活の場において包括的・継続的に提供される地域での体制、支援・サービスなどの仕組みのこと。

●チームオレンジ

認知症サポーターが、自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと、認知症サポーターを結びつける取組。見守り・声かけ、話し相手、外出支援、ボランティア訪問、専門職へのつなぎ、必要な窓口の紹介などを行う。

●チームオレンジコーディネーター

チームオレンジの立ち上げや、サポーター情報の管理・支援依頼の受付・支援のマッチングなどの運営支援を行う者。

●てきせいか定期便

介護保険制度の内容や介護給付費の算定等について、保険者としての考え方をできるだけわかりやすく介護保険事業者に伝えるために、市が定期的に発行する情報冊子。

●特定健康診査（特定健診）

平成 20 年4月から実施され、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が高い人に対し、生活習慣を見直すための保健指導を行う。

な行

●日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力に不安があるため適切な福祉サービスを受けることができない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助を行い、地域で自立した生活が送られるよう支援する事業のこと。

●認知症ケアパス

認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の様態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。

●認知症サポーター

行政機関や各施設などで開催される「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティア。

●認知症施策推進大綱

令和元年に認知症施策推進関係閣僚会議においてまとめられた認知症施策の取組の指針を示したもの。基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくもの。

は行

●パブリックコメント

市町村の基本的な計画案の策定にあたり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して計画の意思決定とするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続き。

●バリアフリー

すべての人が、社会生活を営む上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。建物や道路の段差などの物理的なバリアを取り除くだけでなく、より広い意味で、すべての人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。

●ひとり歩き（徘徊）声かけ模擬訓練

認知症の方が、「ひとり歩き（徘徊）」になったと仮定し、気持ちを理解し、地域の方がどのように見守っていくか、支え合っていけるかを考えるきっかけづくりを目的とした訓練。

●福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、災害時の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする在宅の災害時要援護者のために、特別の配慮がなされた避難所のこと。必要に応じて開設される二次的な避難所であるため、発災直後から避難所として利用することはできない。

●フレイル

高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」。フレイルは、運動、栄養、口腔、社会、心理の5つの機能低下によって起こり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。

ま行

●民生委員・児童委員

地域の中から選ばれ、自治体の推薦を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。

ら行

●ライフサポーター

社会福祉協議会の職員で、「ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の登録」等をされた方に、個別訪問を行い、見守りや状況に応じて必要なサービスへつなぐなどの支援を行う者。

●リハビリテーション

高齢者に対するリハビリテーションは、第一に寝たきりや要介護状態を予防する予防的リハビリテーション、第二に疾病の治療とともに早期に開始される急性期リハビリテーション、第三に急性期から機能回復を目指した回復期リハビリテーション、第四に回復期後の身体機能維持を目的とする維持期リハビリテーションなどがある。

●理学療法士

ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、及び障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

アルファベット

●ICT

情報通信技術（Information & Communications Technology）の略。情報・通信に関する技術全般を表す言葉。

● N P O

Non-Profit Organization の略で、医療・福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力などの分野において、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う民間の組織。特定非営利活動促進法（NPO 法）による認証を受け、法人格を得た NPO 団体を NPO 法人（特定非営利法人）という。

● Q O L

クオリティ・オブ・ライフ（Quality Of Life）の略。「生活の質」などと訳され、身体的、精神的、社会的、経済的活動を含めた総合的な活力、生きがい、満足度、尺度などとしてとらえる概念。

● S D G s（持続可能な開発目標）

平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なもの。

● S N S

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきた。

第8期せつつ高齢者かがやきプラン

摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和3年3月 発行

発行：摂津市

編集：摂津市 保健福祉部 高齢介護課・保健福祉課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL：06-6383-1111（大代表）／072-638-0007（代表）